

松 山 大 学 論 集
第 27 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 6 年 2 月 発 行

包括利益は受託責任評価に関する
追加的情報を提供するか？

—— 米国会計規制の歴史と米国会計思想に基づく質的研究 ——

松 下 真 也

包括利益は受託責任評価に関する 追加的情報を提供するか？

—— 米国会計規制の歴史と米国会計思想に基づく質的研究 ——

松 下 真 也

1. はじめに

2015年3月、国際会計基準審議会（IASB）は『財務報告に関する概念フレームワーク』と題する公開草案を公表した。この公開草案において、IASBは「純利益計算書における収益及び費用は、当期の企業の財務業績に関する情報の主たる源泉である。」（IASB [2015] par. 7.21）と述べ、さらに「多くの利用者が、企業の当期の財務業績の分析及び企業の資源についての経営者の受託責任の分析に、この合計または小計を利用しており、さらなる分析の出発点もしくは当期の企業の財務業績の主要な指標としてそれを利用している。」（IASB [2015] par. 7.22）とし、純利益の重要性を認めている。

一見すると、この公開草案の公表により、これまでのIASBの包括利益重視の姿勢が大幅に転換したようにも思える。しかし、IASBが包括利益を最も重要な利益と考える姿勢は、依然として変わっていない。その証左として、彼らは「それでもなお、企業の当期の財務業績を理解するには、全ての認識した収益及び費用（その他の包括利益に含められた収益及び費用を含む）の分析と共に、財務諸表に記載された他の情報の分析が必要となる。」（IASB [2015] par. 7.22）と主張している。つまり、IASBの認識によると、純利益は企業の当期の財務業績に関する情報の主たる源泉であるが、企業の当期の財務業績を理解するには十分ではない。これを十分に理解するには、その他の包括利益（OCI）

を含む利益、すなわち包括利益情報を分析する必要がある。

包括利益が企業の特定期間の財務業績の測定値として分析される根拠は奈辺に求められるのであろうか。IASBは、包括利益がHicks [1946]において提唱された個人の経済的所得概念に依拠しているという解釈を、その根拠としてきた (Bullen and Crook [2005] p. 7)。しかし、斎藤 [2009] 及び Bromwich *et al.* [2010] は、この解釈が成立していないことを論証している。それ以上に問題なのが、包括利益が特定企業の財務業績の測定値として分析されるべき情報であるか否かである。包括利益が個人の経済的所得概念に依拠していることと、それが企業の特定期間の財務業績の測定値として分析対象になることは同義ではない。包括利益が個人の経済的所得概念に依拠しているからといって企業の特定期間の財務業績の測定値として分析対象になるわけではないし、それが個人の経済的所得概念に依拠していないからといって企業の特定期間の財務業績の測定値として分析対象にならないわけでもない。包括利益を分析対象と位置付けるには、その理論的根拠が必要となる。

包括利益の情報価値について、桜井 [2010] は、包括利益が受託責任の遂行状況の評価を促進する可能性を指摘している (桜井 [2010] p. 46)。受託責任とは、会社と出資者の間に、資金の委託・受託関係が成立する状況において、会社が出資者に対して資金の管理・運用の状況および結果を報告する責任を指すが (池田 [2011] p. 33)、一般的には、受託責任評価に関する情報は純利益によって提供されると考えられている (IASB [2015] par. 7.22, EFRAG [2015] par. 24-25)。

包括利益を計算し、その情報を財務諸表利用者に提供しているという現状は、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説が支持されてはじめて正当化される。この仮説を質的に検討し、包括利益開示の理論的根拠を示すことが本稿の課題である。

以下、第2節では、上記の仮説を逆説的に捉え、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供しない」という仮説を棄却するための歴史的証拠を

提示する。第3節では、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説を検討するために、包括利益を開示する理論的根拠を提供していると考えられる Edwards and Bell 著の *The Theory and Measurement of Business Income* (以下、Edwards and Bell 学説という) と Sterling 著の *Toward a Science of Accounting* における会計思想を紹介する。第4節では、それまでの議論の要約を行い、包括利益情報の意義と限界を議論し、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説の根拠の有無について結論を述べ、今後の課題を示す。

なお、本稿では、資産または負債の再評価益を利益として認識するか否かという基準にしたがって純利益と包括利益の線引きを行っている。資産または負債の再評価益を利益の構成要素としない会計モデルを歴史的原価会計と呼び、そこで計算される利益を純利益とする。また、資産または負債の再評価益を利益の構成要素とする会計モデルを公正価値会計（または時価会計）と呼び、そこで計算される利益を包括利益とする。

2. 米国会計規制における歴史的証拠

本節は、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説を逆説的に捉えて、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供しない」という仮説が棄却されるか否かを歴史的証拠に照らして判断することを目的としている。この仮説が積極的な意味で支持される状況とは、包括利益が受託責任評価に関する追加的情報を提供し得ない状況であり、つまり、「純利益は受託責任評価に関する十分な情報を提供する」状況であろう。果たして、純利益は受託責任評価に関する十分な会計情報を提供するのだろうか。以下では、これまで世界の会計をリードしてきた米国における会計規制の歴史に照らしてこの問題を検討する。

会計規制が始まる以前、米国の会計実務は資産の再評価を行うものであった。このことについて、米国会計学会 (AAA) は、当時の会計実務において、

時価水準や事業の進捗に応じて上方もしくは下方への資産の期間的再評価が認められていたことを明らかにしている (AAA [1936] p. 189)。また、Zeff は、会計規制が始まる以前の 1920 年代に、企業が資産の再評価を行っていたことを指摘している (Zeff [1995] p. 59)。それゆえ、資産の再評価差額を利益の構成要素に含めるという意味において、当時の会計実務は概念的に包括利益に近い利益を報告していたと推論できる。

その後、1929 年から 1933 年にかけて発生した大恐慌を契機に、米国における会計規制が始まった。当時、SEC は、高度に主観的な情報を提供し、投資家をミスリードしかねない資産の再評価を規制する手段として、歴史的原価会計に関心を持った (Zeff [1995] p. 59)。これに応じる形で、AAA は、米国における初めての会計規制 (案) である“会社報告諸表会計原則試案”を 1936 年に公表した。本案は、一般には資産価額を繰り返し評価替えることに健全な理由は存在しないと批判し、資産の再評価を規制した (AAA [1936] p. 189)。これにより、再評価益を含まない純利益が支持されることとなり、歴史的原価会計が米国会計の基本思考となった。この傾向は 1970 年代まで続く (Zeff [1995] p. 59)。

その後、1960 年代を境に、AAA は歴史的原価会計からの離脱を意識し始める。1966 年、AAA は「現行の会計実務に満足できない多くの証拠がある。その主たる批判は、歴史的原価が将来の利益、支払能力または全般的経営効率の予測の基礎としては不十分なことに関係する。」(AAA [1966] p. 19) と、歴史的原価会計を批判した。ただし、同年に会計原則委員会 (APB) が公表した APB 第 9 号では、当期業績主義 (Current Operating Performance) の利益と包括主義 (All Inclusive) の利益が議論の対象とされ、純利益を最終利益として開示することを要求している点で歴史的原価会計が支持されていることに変化はない (par. 20)。それゆえ、この時代において、学界は歴史的原価会計からの離脱を意識し始めたものの、実務界では依然としてその地位は揺らいでいない。その証拠に、例えば、米国公認会計士協会 (AICPA) が公表し、当時の有

価証券の評価方法を規定した ARB 第 43 号によると、「市場性のある有価証券で、時価が原価を相当程度下回っており、かつ、その時価の下落が単なる一時的な事情によるものでないことが明らかな場合には、流動資産として計上されるべき金額は時価を超えてはならない」(Chap. 3, Sec. A, par. 9)とされ、再評価益の利益計上は問題となっていない。また、1975年に財務会計基準審議会(FASB)によってFAS第12号が公表され、これによって有価証券に対する定価法の適用が要請された(par. 8)。これにおいても、再評価益の利益計上は問題となっていない。

歴史的な原価会計からの離脱を決定的なものとしたのが、1980年代の貯蓄貸付組合(S&L)の崩壊であった。貯蓄金融機関業界の問題解決を図る米国会計検査院(GAO)は、「主たる困難は、問題となっている金融機関¹⁾の財政状態に関する利用可能な情報(歴史的な原価会計に基づいて作成される貸借対照表情報-注、引用者)が、それらの真実の経済的価値の信頼しうる指針となっていないことである。」(GAO [1989] p. 24)と指摘する。そして、GAOは、金融機関の財政状態に関する信頼しうる指針を示す手段として、含み損の早期認識を可能にする時価会計を支持した(GAO [1989] p. 128, GAO [1991] p. 29)。その後、貸借対照表項目の時価評価は、金融商品を中心に、一般事業会社にまで拡大していった。例えば1993年には、含み損の早期認識に加えて益出しを意図した裁量的取引を規制する目的でFAS第115号が公表された。FAS第115号によると、売買目的証券は公正価値で評価され、その未実現保有益は利益として認識される(pars. 13-14)。また、売却可能証券(AFS)は公正価値で評価され、未実現保有益は株主持分の独立項目として報告されることとなった(par. 13)。さらに、1997年に公表されたFAS第130号によって、AFSに係る未実現保有益が包括利益として報告されることとなった(par. 39)。加えて、2007年に公表されたFAS第159号によって、金融負債の公正価値評価とその

1) ここで問題となっている金融機関とは、S&Lの預金を保証する連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)を指している。

再評価益の利益認識が認められた²⁾

このように、米国では、会計規制が行われる以前は公正価値会計に似た会計実務が行われていたが、大恐慌を契機に純利益が採用され、その後、S&L危機を境に公正価値会計に回帰している。この背景には、歴史的な原価会計において計算される純利益は、全般的経営効率の予測の基礎として不十分であるという認識や資産及び負債の真実の経済価値を反映した上で計算されるものではないという認識がある。つまり、会社と出資者の間に、資金の委託・受託関係が成立する状況において、会社が出資者に対して資金の管理・運用の状況および結果を報告する責任が純利益によって十分に果たされていない可能性がある。そして、これらの問題を解決するために公正価値による再評価とそれに伴う包括利益の報告が導入された。これらの歴史的証拠は、「純利益は受託責任評価に関する十分な情報を提供する」とはいえない可能性があることと「包括利益は受託責任評価に関する追加的な情報を提供する」可能性があることを示唆している。

ただし、包括利益がどのような意味で受託責任評価に関する追加的な情報を提供するかは明らかになっていない。そこで、包括利益が提供する受託責任評価に関する情報の質を明らかにする必要がある。

3. 公正価値会計の原理

包括利益が提供する受託責任評価に関する情報の質を明らかにするには、会計学説を分析することが効率的である。なぜならば、概念フレームワークや会計基準は、各利害関係者団体の意見を反映するため、その背後にある原理が見えにくくなっているのに対して、会計学説は、会計思想の一つに過ぎないが、提唱する利益概念とその背後にある原理との関係が明確に記述されているから

2) 会計実務において負債の公正価値評価が適用されるのは、もう少し後のこととなる。2009年4月26日付日経新聞7面は、シティグループなどの米国の大手金融機関が2009年1-3月期決算において、負債の公正価値オプションの適用に基づく「負債の評価益」を計上したことを報じている。

である。そこで、本節では公正価値会計の前身ともいべき時価会計を提唱した Edwards and Bell 学説と Sterling 学説を分析する。

なお、Edwards and Bell 学説と Sterling 学説は全資産と全負債を時価で評価する損益計算モデルを支持しているのに対して、現行の会計基準は全面公正価値会計を支持しているとまではいえない。しかし、FAS 第 130 号によって現実のものとなった包括利益の報告の必要性を主張してきたのは認定証券アナリスト協会（CFAI）の前身である米国投資管理調査協会（AIMR）であり、改組後に CFAI が公表した文書は全面公正価値会計を支持している（CFAI [2007] p. 12）。このことは、これらの学説を紹介することが的外れではないことを示唆している。

3. 1. Edwards and Bell 学説における損益計算モデル

ある人の所得は、彼がその週の間消費することができ、しかも週末において週初と同じ裕福さを維持できると期待できるものである。（Hicks [1946] p. 176）

Edwards and Bell は、Hicks によって定義された個人の経済的所得概念から論理を展開する。彼らは、この概念を応用し、企業の損益概念を次のように導き出す。

損益は、期末における企業の現存する純資産によって稼得するであろうと経営者が期待する正味の収入額の割引現在価値を合計し、この主観価値から期首において同様に計算した価値を差引くことで測定される。多くの経済学者が会計の理想的なゴールであるべきと考えたのは、この主観価値の事後的な差額である。（Edwards and Bell [1961] pp. 24-25）

つまり、彼らは、個人の一定期間における所得と企業の一定期間における損益を同次元に捉え、これらが二時点間における“裕福さ”ないし経営者によって見積もられた正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で測定された“純資産”の差額として計算されると定義している。

ただし、Edwards and Bellは「(正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値が-注、引用者)定義上主観的であるため、この(所得ないし損益-注、引用者)概念は客観的に測定され得ない」(Edwards and Bell [1961] p. 25)という欠陥を指摘する。この欠陥を克服する手段として、彼らは「おそらく企業資産の市場価値の変動だけが(期待される正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値の変動額の-注、引用者)最良の近似値(approximation)となる」(Edwards and Bell [1961] p. 25)ことを論拠に、個々の資産に時価評価と個々の負債のそれを主張する。つまり、個々の資産(負債)の時価は、それぞれの資産(負債)について、市場において客観的に見積もられた将来キャッシュ・インフロー(将来キャッシュ・アウトフロー)の割引現在価値である。それゆえ、これらの差額として算定される純資産は、のれんの価値(the value of goodwill)を含まないという意味において客観的である(Edwards and Bell [1961] p. 37)³⁾

個々の資産と個々の負債の時価評価額を用いた損益計算モデルは、図1のように示される(ただし、配当および株主による新たな資本拠出がないことを仮定している)。Edwards and Bellによると、図1が示す損益計算モデルにおいて、「経営損益は、一期間における企業の貨幣価値の支配力の増分を測定する。」(Edwards and Bell [1961] p. 122)とされる。個々の資産(負債)の時価

3) Edwards and Bellによると、完全・完備市場でない場合、客観のれんと主観のれんが算定されうる(Edwards and Bell [1961] p. 37)。その算定方法は次の通りである。ここで議論している時価評価された個々の資産と負債の差額は、いずれののれんも含んでいない。

客観のれん = 企業全体としての市場価値 - 時価評価された個々の資産と負債の差額
 主観のれん = 経営者が見積もる正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値 - 時価評価された個々の資産と時価評価された個々の負債の差額

図1 Edwards and Bell 学説における損益計算モデル

	アウトプットの時価 (current value) - インプットの時価 <hr style="width: 100%;"/> = カレント営業損益 + 実現可能原価節約 <hr style="width: 100%;"/> = 経営損益 (business profit) すなわち 所有主持分 (proprietorship) の変動額	} 損益計算書
資産の時価 (current value) の変動額	-	負債の時価 (current value) の変動額

比較貸借対照表

(出所：Edwards and Bell [1961], p. 120)

評価額は、当該資産（負債）と将来の収入（支出）との交換が評価時点で生じると仮定した場合に、企業が受け取る（支払う）であろうと市場参加者が推定する値を意味する。そして、この値の二時点間における変動額は、市場参加者が推定する企業が支配するはずの現金額が一定期間において増減した値を表す。それゆえ、配当および株主による新たな資本拠出がないことを仮定すると、経営損益は、ある時点で企業が支配可能な現金が、二時点間において増減した値を損益として計算している。

ただし、このモデルが提供する損益情報は、企業に生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の、市場参加者による客観的推定値としての時価を基礎としている。それゆえ、その期間において企業が実際に獲得した現金の測定値ではない。

このような限界があるにせよ、Edwards and Bellによると、歴史的原価会計が有する欠点を克服しているところに、この損益計算モデルの最大の意義がある。歴史的原価会計には「実際は資産を保有していた全期間にわたって稼得した利得を実現した期間に全額配分してしまう」（Edwards and Bell [1961] p. 222）ため、「保有活動がどの期間に成功し、どの期間に失敗したかを判定する方法は全く存在しない。」（Edwards and Bell [1961] p. 222）という欠点がある。彼らが支持するモデルは、これらの欠点を克服し、発生した期間に発生した分だけ

け保有損益を認識することを可能にする。

以上より、Edwards and Bell 学説に示される損益計算モデルは、客観的な損益情報を提供する。そして、ここで計算される損益は、ある時点で企業が支配可能な現金が、二時点間において増減した値という意味を持つ。ただし、この情報は、市場参加者による推定値に基づくものであって、現実に企業が支配した現金の、二時点間における増減額ではない。

3.2. Sterling 学説における損益計算モデル

利益について、誰もが認める定義は、個人の場合には消費、企業の場合には出資を調整した後の二時点間における富の差額である。(Sterling [1979] p. 191)

これが Sterling の利益概念である。つまり、彼は個人の一定期間における所得と企業の一定期間における損益を同次元に捉え、これらが二時点間における“富”の差額として計算されると定義している。このように、個人の経済的所得と企業の損益を同次元で捉える点は Edwards and Bell と共通している。

ただし、Sterling の“富”の捉え方は、Edwards and Bell の“裕福さ”の捉え方とは異なる。結論を先に述べると、Edwards and Bell は、正味の将来キャッシュ・インフローの割引現在価値を“裕福さ”と捉え、この近似値として個々の資産の時価と個々の負債のそれによって測定された純資産を問題としていたのに対して、Sterling は、個々の資産・負債の時価それ自体が意味を持つと捉え、これらによって測定された純資産を“富”それ自体の測定値としている点で異なる。Sterling がこのように捉えるのは、個人である企業の所有者の“富”と企業の“富”との同調性を重視するからである。彼は、会計が測定すべき“富”の概念について、次のように問題を提起する。

富と利益の概念は、特定の人もしくは特定のグループに関連させなければならない。[...] ここで示す選択肢は、企業か所有者かである。われわれは、企業の富と利益を測定すべきか、それとも、所有者の富と利益を測定すべきか？ (Sterling [1979] p. 155)

この問題に対して、Sterling は次のように論じる。すなわち、法人としての企業は犠牲人であり、消費者ではないため、企業が消費可能な“富”を測定することは意味を持たない (Sterling [1979] pp. 155-156)。他方、所有者は自然人であり、消費者であるため、所有者が消費可能な“富”を測定することは意味を持つ (Sterling [1979] p. 156)。それでは、企業の所有者に帰属する“富”をいかに測定すべきか。これについて、Sterling は次のように説明する。

消費者としての所有者がある財 (例えば、財の集合体としての企業-注、引用者) を所有し、その価格が他の財の価格に比して上昇すると、他の財をより多く支配できるようになるため、所有者は裕福になる。価格が下落する場合には、その逆となる。したがって、最善の利用可能な測定値は貨幣である。貨幣的測定値は、所有者の様々な財に対する支配力をよりよく反映するため、所有者は企業についての物的生産力の測定値よりも、企業についての貨幣的測定値を選好するといえよう。 (Sterling [1979] p. 156)

そして、Sterling は、保有する財の出口価値 (即時市場売却価格) が、企業の所有者に帰属する“富”の貨幣的測定を可能にすると考える。なぜならば、「出口価値による評価額は、保有する資産が支配し得る現金の現在の在高を示す」 (Sterling [1979] p. 157) からである。つまり、個々の資産 (負債) の出口価値は、それぞれの資産 (負債) について、市場における換金によって直ぐに流入 (流出) させることができる現金の値である。それゆえ、これらの差額

として算定される純資産は、所有者がその時点で消費できる現金の値という意味において“富”の測定値となる。

Sterling は、個々の資産と個々の負債の出口価値を用いた損益計算モデルを、次のように数式化する。すなわち、期首を t 時点、期末を $t+1$ 時点とする T 期間における企業 f の純利益 (Y_{fT}) は、企業 f の $t+1$ 時点における個々の資産の売却時価総額 ($A_{\beta+1}$) と企業 f の t 時点における個々の資産の売却時価総額 (A_{β}) との差額に企業 f の T 期間における配当及び所有者による新たな資本抛出 (I_{fT}) を調整した次の数式により算出される (Sterling [1979] p. 192)。

$$A_{\beta+1} - A_{\beta} - I_{fT} = Y_{fT}$$

なお、この数式は、議論を単純化するために負債がゼロであることを仮定している (Sterling [1979] p. 159)。Sterling は、負債を「負の資産」、すなわち、「財に対する支配力の控除分」と捉えるため (Sterling [1979] p. 159)、負債を考慮すると、売却時価で評価した資産と負債の差額の二時点間における変動額として損益が計算される (ただし、配当および所有者による新たな資本抛出がないことを仮定している)。

Sterling によると、この数式が示す損益計算モデルが測定する損益は、「財に対する支配力の変動分である。」 (Sterling [1979] p. 192) とされる。個々の資産 (負債) の出口価値は、当該資産 (負債) をその評価時点において市場で換金すると仮定した場合に、その交換によって受け取る (支払う) はずの現金の測定値を意味する。そして、この値の二時点間における変動額は、この現金が一定期間において増減した値を表す。それゆえ、配当および所有者による新たな資本抛出がないことを仮定すると、この損益は、所有者が消費可能な現金の、二時点間における増減額を損益として計算している。

ただし、このモデルが提供する損益情報は、企業が保有する資産 (負債) を評価時点において市場で換金すると仮定した場合の現金収受を基礎としている。それゆえ、その期間において実際に所有者の手元にある消費可能な現金を

測定したものではない。

このような限界があるにせよ、Sterling によると、歴史的な原価会計が有する欠点を克服しているところに、この損益計算モデルの最大の意義がある。歴史的な原価会計では、例えば減価償却といった配分の手続きに基づいて損益計算が行われるため、「中身の無い抽象物の報告」が行われるという欠点がある (Sterling [1979] p. 67)。彼の支持するモデルは、この欠点を克服し、市場で現実に形成された測定値に基づいて所有者が消費可能な現金の測定値の変動分を報告することを可能にする。

以上より、Sterling 学説に示される損益計算モデルは、現実に市場で形成された数値に基づいた損益情報を提供する。そして、ここで計算される損益は、ある時点で所有者が消費可能な現金が、二時点間において増減した値という意味を持つ。ただし、この情報は、その評価時点で企業が保有する資産（負債）を市場において換金するという仮定に基づくものであって、実際に所有者の手元にある消費可能な現金の値の、二時点間における増減額ではない。

4. 結論—包括利益情報の意義と限界—

第2節は、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説を逆説的に捉え、「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供しない」という仮説が米国会計規制の歴史的証拠によって棄却されることを明らかにした。米国会計規制の歴史は、純利益は全般的な経営効率の予測の基礎として十分な情報を提供しない可能性があることと、包括利益によって受託責任評価に関する追加的な情報が提供される可能性があることを示唆していた。第3節は、包括利益が提供する受託責任評価に関する情報の質を明らかにするために、Edwards and Bell 学説における損益計算モデルと Sterling 学説における損益計算モデルを分析した。前者は、企業が支配し得る現金の二時点間における増減額を損益として測定できるという意義を有するが、企業が実際に支配した現金の二時点間における増減額を損益が表さないという限界を有している。

後者は、消費者である企業の所有者が消費し得る現金の二時点間における増減額を損益として測定できるという意義を有するが、実際に所有者の手元にある消費可能な現金の二時点間における増減額を損益が表さないという限界を有している。

以上の分析により、次のことが明らかになった。公正価値会計は、資産および負債の公正価値評価と評価差額の損益認識を行うことにより、包括利益によって、企業が支配し得る現金の二時点間における増減額、もしくは、企業の所有者が消費し得る現金の二時点間における増減額についての情報を提供することができるという意義を有している。しかし、包括利益を開示したところで、企業が実際に支配する現金の二時点間における増減額もしくは企業の所有者が実際に支配し得る現金の二時点間における増減額についての信頼し得る情報が提供されるわけではないという限界を有している。

企業が実際に支配する現金の二時点間における増減額や企業の所有者が実際に支配する現金の二時点間における増減額を報告することは、とりわけ現在の株主が企業の受託責任の評価を行う上で最も重要な情報となろう。なぜならば、これらの情報を提供することは、会社と出資者の間に、資金の委託・受託関係が成立する状況において、会社が管理・運用している現金の状況および結果を出資者に対して報告することに他ならないからである。しかし、長期的投資が行われる中で期間損益計算が求められる場合、各期間においてそれらの完全な情報を提供することは不可能である。

ただし、包括利益は、それらの代理変数になり得ると考えられる。なぜならば、包括利益は、企業が支配し得る現金の二時点間における増減額についての情報もしくは企業の所有主が支配し得た現金の二時点間における増減額についての情報を提供するからである。それゆえ、包括利益を開示することは、現在の株主による企業の受託責任の評価を改善させる可能性がある。これが、本稿が提示する「包括利益は受託責任評価に関する追加的情報を提供する」という仮説の根拠である。

なお、包括利益が資産および負債の公正価値評価に基づいて測定される性質上、信頼し得る公正価値が市場で形成されていることは、包括利益が受託責任評価に関する追加的情報を提供するための必須の条件となる。2008年のリーマンショック後に公正価値会計に対する批判が行われたが、この原因は、経済危機後の市場の混乱によって、その条件が満たされなかったことにあると考えられる⁴⁾。このように市場の混乱によって信頼し得る公正価値が市場で形成されない場合は、適切なモデルに基づいて公正価値を推定する必要がある。

本稿の分析により、包括利益が受託責任評価に関する追加的情報を提供するという仮説の理論的根拠は得られた。ただし、包括利益が現在の株主による受託責任評価に関する意思決定を改善するという統計的証拠が発見されるかどうかはわからない。この問題について検討を続けていくことが、今後の課題となる。

参 考 文 献

- American Accounting Association (AAA) [1936] "A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports", *The Accounting Review* 11 (2) : 187-191.
- [1966] *A Statement Of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association.
- American Institute of Certified Public Accountant [1953] *ARB 43 : Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, American Institute of Certified Public Accountant.
- Accounting Principles Board (APB) [1966] *APB 9 : Reporting the Results of Operations*, Accounting Principles Board.
- Bromwich, M., R. Macve and S. Sunder [2010] "Hicksian Income in the Conceptual Framework", *ABACUS* 46 (3) : 348-376.
- Bukspan, N., Joas, R. and S. Harding [2008] "Is it Time to Write Off Fair Value?", *Standard &*

4) 例えば、Standard & Poor'sは「資産および負債を理論上の公正価値で評価する会計は、特に変動性が高く、かつ、不確実性の高い経済や市場の状態において、ある事業や活動の根本にある経済を覆い隠すという結果を生み出すであろうとわれわれは理解している。」(Bukspan *et al.* [2008] p.2, SEC [2008] p.144)と指摘する。また、Markarianは、「金融商品の公正価値評価は難しく、かつ、その評価手法が一律ではない」ため、「結果として、信頼できない数値の報告および重要な誤表示の機会を増加させた」と論じている (Markarian [2014] p.42)。

- Poor's Ratings Direct*, May 27. Available at <https://www.sec.gov/comments/4-560/4560-7.pdf>
- Bullen, H. G. and K. Crook [2005] "Revisiting the concepts: A new conceptual framework project", Financial Accounting Standards Board.
- CFA Institute (CFAI) [2007] *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*, CFA Institute. Available at <http://www.cfapubs.org/doi/pdf/10.2469/ccb.v2007.n6.4818>
- Edwards, E. O. and P. W. Bell [1961] *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) [2015] *Getting Better Framework: PROFIT OR LOSS VERSUS OCI*, European Financial Reporting Advisory Group. Available at http://www.efrag.org/files/EFrag%20public%20letters/Conceptual%20Framework/Bulletin%20Profit%20or%20loss%20versus%20OCI/EFrag_Bulletin_Profit_or_loss_versus_OCI.pdf
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1975] *Statement of Financial Accounting Standards No. 12: Accounting for Certain Marketable Securities*, Financial Accounting Standards Board.
- [1993] *Statement of Financial Accounting Standards No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Financial Accounting Standards Board.
- [1997] *Statement of Financial Accounting Standards No. 130: Reporting Comprehensive Income*, Financial Accounting Standards Board.
- [2007] *Statement of Financial Accounting Standards No. 159: The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities*, Financial Accounting Standards Board.
- General Accounting Office (GAO) [1989] *Troubled Financial Institutions: Solutions to the Thrift Industry Problem*, GAO/GGD-89-47.
- [1991] *Failed Banks: Accounting and Auditing Reform Urgently Needed*, GAO/AMFD 91-43.
- Hicks, J. R. [1946], *Value and Capital*, 2nd ed., Clarendon Press.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2015] *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting*, International Accounting Standards Board.
- Markarian, G. B. [2014] "The crisis and fair values: echoes of early twentieth century debates?", *Accounting Historians Journal* 41 (1): 35-60.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2008] *Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting*, United States Securities and Exchange Commission. Available at <https://www.sec.gov/news/studies/2008/marktomarket123008.pdf>
- Sterling, R. R. [1979] *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co..
- Zeff, S. A. [1995] "A Perspective on the U. S. Public / Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting", *Accounting Horizons* 9 (1): 52-70.

池田幸典 [2011] 「会計目的と持分概念の関係のあり方を巡る検討」『高崎経済大学論集』54 (1) : 29-37.

斎藤静樹 [2009] 『会計基準の研究』, 中央経済社.

桜井久勝 [2010] 「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』62 (1) : 43-46.

本稿は、平成 26 年 8 月から平成 27 年 9 月の松山大学国外研究の成果である。